豊橋市工場立地法の運用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、工場立地法(昭和34年法律第24号。 以下「法」という。)及び豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例(平成29年豊橋市条例第17号。以下「条例」という。)の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び条例の例による。

(適用)

第3条 この要綱の規定は、法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出(以下「届出」という。)が義務付けられている者に適用する。ただし、第7条から第9条までの規定は、条例第6条第1項の規定が適用される者に限り、適用する。

(環境施設の整備基準)

- 第4条 環境施設の整備基準は、次のとおりとする。
- (1) 建築物その他の施設の直立している壁面(以下「直立壁面」という。)を緑化する場合の植栽高は、1メートル以上とする。
- (2) 直立壁面の緑地は、当該緑地以外の緑地と1メートル以上の距離があるものに限り、緑地の面積に算入する。

(造成工事)

第5条 工場立地法運用例規集 2-3-1 ①に規定する造成工事は、1 メートル以上の切土又は盛土を行う工事とする。

(環境活動の実施基準)

- 第6条 条例第6条第1項に規定する環境保全に寄与する取組(以下「環境保全取組」 という。)の実施基準は、別表のとおりとする。
- 2 環境保全取組は、届出から1年以内に実施するものとする。

(環境活動計画書)

- 第7条 条例第6条第2項に規定する環境活動計画書(以下「環境活動計画書」という。)は、様式第1によるものとする。
- 2 環境活動計画書を提出した者は、環境保全取組が完了したときは、完了した日から1月以内に環境活動実施報告書(様式第2)に、環境保全取組を実施したことを 証する書類を添えて市長に報告するものとする。
- 3 前項の場合において、継続的に実施する環境保全取組にあっては、環境活動計画 書を提出した日から1年を経過した日をもって完了したものとみなす。
- 4 市長は、環境活動計画書及び環境活動実施報告書の提出があったときは、これらの内容を公表できるものとする。

(調査)

第8条 市長は、環境保全取組を行う者に対し、必要に応じて取組状況の調査を行う

ものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

各区分の実施基準の項目について、必ずそれぞれ1つ以上実施すること

	区分		実施基準
1	みどりと調和した働く場の	•	緑のカーテンの設置(実面積 20 ㎡以上)
	推進	•	観葉植物の設置(水平投影面積 20 ㎡以上)
		•	屋上緑化の実施
		•	壁面緑化の実施
		•	雨水の利活用による緑化の実施
		•	その他事業所内の緑化に資する取組の実施
2	エコ通勤の推進	•	従業員の通勤手段を自動車から電車、バス、自
			転車、徒歩等へ転換することを促す取組の実施
3	エコドライブの実施	•	車両を利用時における、アイドリングストップ
			の実施などエコドライブの実施
4	ゼロカーボンに資する設備	•	工場増設時などにおける、省エネルギー型の空
	の導入		調システム、照明機器などゼロカーボンに資す
			る設備の導入
		•	環境に配慮した車両の導入
		•	その他ゼロカーボンに資する取組の実施
5	意識啓発・社内活動の実施	•	環境保全、環境負荷低減のための研修会・講演
			会など社内教育の実施(1回以上)
		•	IS014001、エコアクション 21 など環境マネジ
			メントシステムの新規導入又は更新
		•	ビオトープなど自然環境体験学習の場の提供
6	地域貢献活動の実施	•	530運動環境協議会への新規加入又は加入
			継続
		•	事業所周辺及び周辺校区内における美化活動
			の実施(1回以上)
		•	干潟、海岸、河川、水路などにおける美化活動
			の実施(1回以上)
		•	外来生物駆除作業の実施(1回以上)
		•	NPOや市民団体の環境に関する活動又は環
			境ボランディアへの支援(1回以上)
		•	環境活動振興基金などへの寄附(1回以上)
		•	その他環境保護、環境保全活動の実施(1回以
			上)